

社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要領細則

1 趣旨

この細則は、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設指導監査実施要領（以下「実施要領」という。）の12に基づき、同要領の具体的な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 合同指導監査の事務処理について

(1) 選定対象法人及び施設（以下「施設等」という。）は、次のとおりとする。

ア 新設（設立・設置から2年以内）の施設等

イ 指導困難等の理由で本庁と地域振興局等が連携を図り、指導監査を実施することが望ましいと地域振興局等が判断した施設等

(2) 地域振興局等は、次の手順に従い、合同指導監査の事務処理を行うこととする。

ア 日程、班の構成、業務分担等について本庁と協議の上、指導監査班及び施設等へ実施について通知する。

イ 合同指導監査の実施に当たっては、地域振興局等の職員が班長を務め、班長は班員と十分な協議を行った上で講評等を行う。

ウ 指導監査結果の内容について本庁と協議の上、指摘事項報告書（速報）を作成し、指導監査班へ写しを送付する。

エ 指導監査の結果について、施設等へ通知するとともに、指導監査班へ写しを送付する。

オ 施設等から提出された改善報告書の内容を審査し、改善が必要な場合は本庁と協議をして必要な補正等をさせた上、指導監査班へ写しを送付する。

なお、引続き指導等の必要な事項については、本庁と連携を取りながら継続的に指導を行う。

3 集合指導監査の事務処理について

(1) 選定対象施設は、次のものとする。

実施要領6の(1)のアの(エ)の要件を満たす保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園。

(2) 地域振興局等は、次の手順に従い、集合指導監査の事務処理を行うこととする。

ア 集合指導監査の会場、日程等を決定し、施設に通知するとともに、併せて自主点検表の提出を求める。

イ 施設から提出のあった自主点検表を検討し、問題点を整理する。また、挙証書類等が必要と認められるときは提出を求める。

ウ 指導監査の方式は、施設職員に対する面接聞き取りによることとし、事前検討で整理した問題点等を中心に聞き取り確認を行う。

エ 指導監査結果の講評、報告、通知等については、通常の指導監査の場合と同様に行う。

4 支庁事務所の指導監査への参画について

支庁が支庁事務所管内の施設等について指導監査を行う場合の、支庁保健福祉環境部地域保

健福祉課（以下この項において「支庁地域保健福祉課」という。）と支庁事務所福祉業務担当課（以下「事務所担当課」という。）の間の事務処理については次のとおりとする。

- (1) 支庁地域保健福祉課は、日程等について事務所担当課と協議の上、事務所担当課及び施設等へ実施について通知する。
- (2) 指導監査の実施に当たっては、原則として、事務所担当課の職員1名が班に加わり、支庁地域保健福祉課職員が班長を務め、班長は班員と十分な協議を行った上で講評等を行う。
- (3) 支庁地域保健福祉課は、指導監査結果の内容について事務所担当課と協議の上、指摘事項報告書（速報）を作成し、事務所担当課へ写しを送付する。
- (4) 支庁地域保健福祉課は、指導監査の結果について、施設等へ通知するとともに、事務所担当課へ写しを送付する。
- (5) 施設等からの改善報告書は、事務所担当課を経由して提出させることとし、事務所担当課は、内容を審査し、補正が必要と認めるときは必要な補正等をさせた上で、支庁地域保健福祉課へ送付する。
- (6) 支庁地域保健福祉課は、施設等からの改善報告書の内容について補正等の指示をするときは、事務所担当課を通じて行うか、又はその経緯について事務所担当課に連絡する。

なお、引続き指導等の必要な事項については、支庁地域保健福祉課と事務所担当課が連携をとりながら継続的に指導を行う。

5 法人指導監査の周期延長及び指導監査項目の省略について

指導監査の実施周期延長及び指導監査項目の省略の適用については、地域振興局等は、事前に社会福祉課指導監査班及び本庁主務課の意見を聞いたうえで判断する。

附 則

この細則は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年11月2日から施行する。